

## 競争的資金等不正防止計画

公益財団法人消費者教育支援センター

不正を発生させる要因を把握し具体的な不正防止に対応するため、研究遂行上における不正行為防止のための基本方針及び不正防止計画を以下の通り策定する。

### 1. 研究員等の意識向上に関する事項

- (1) 研究不正行為防止に係る啓発等を実施し、研究員及び研究組織の意識向上を図る。
- (2) 適切な競争的資金等の管理・執行を行うため関係規則等を周知徹底し、遵守に努める。

### 2. 競争的資金等の適正な執行管理に関する事項

- (1) 物品の発注・納品確認を明確化  
物品の発注権限等を明確にするとともに、物品の検収受け入れ体制を整備する。
- (2) 旅費支給に関する体制の整備  
出張旅費に関する不正を防止するため、旅行日程や宿泊の有無等の実態の把握に努める。
- (3) アルバイト等に支給する賃金・謝金に関する体制の整備  
勤務実態のない賃金や謝金の請求などの不正を防止するため、勤務日や勤務時間等の実態の把握に努める。
- (4) 会議開催に関する体制の整備  
会議費支払いなどの不正を防止するため、会議の開催日時、場所、参加者等の実態の把握に努める。

### 3. 監査体制に関する事項

- (1) 最高管理責任者は、競争的資金等の適正な運用、管理について実効性のある監査を実施する。

### 4. 不正取引に関与した業者への処分に関する事項

- (1) 不正取引に関与したと認められた業者については、取引停止等の厳格な処分を行う。

### 5. その他不正防止に必要な事項

- (1) 外部への公表  
競争的資金等の不正への取り組みに関する公益財団法人消費者教育支援センターの方針及び意思決定手続きをホームページにより公表する。